

平成30年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年7月27日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時45分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第5	議案第31号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第6	議案第32号 別段の面積の設定について
日程第7	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は13番、1番をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>4番</p>	<p>日程第2 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の4番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>23日に現地確認と申請人の妻から話を聞きました。現在、住宅の進入路が南側の道路に面しているのですが、北側にある道路に通じた進入路を整備したいため、申請に至っているとのこと。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>地番〇〇〇番〇の土地はどのようになっていますか。</p> <p>地番〇〇〇番〇の土地は、地目は山林であり、申請地部分と合わせて進入路の整備を行う計画です。</p>
<p>議 長</p> <p>12番</p> <p>事務局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>13番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の13番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>25日に4番（推進委員）と現地確認をしました。申請地は407号線を鶴ヶ島方面に進み、鶴ヶ島市と日高市の境にある信号を左折して吉野園という茶園に近接した場所です。自宅の前にバイパスが開通予定であり、そのため、住宅を建て替えるとのこと。</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p> <p>議 長</p> <p>委員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>7 番</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>日程第 3 議案第 2 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 3 議案第 2 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 7 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>26 日に現地確認をしました。現在は草が繁茂しており、木が何本か生えている状態でした。木を撤去すれば、資材置場として使用できると思います。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、市内で電気工事業を営んでおり、現在、事業で使用する資材と車両を会社敷地内に置いている状況です。以前から資材置場が手狭と感じていたことから、新規に資材置場を設置するため、今回の申請に至っております。</p> <p>土地の選定については、5 分程で移動できる近接した場所を探し、当該申請地を選定したとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画目的に必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>23 日に現地を確認。申請地は、県道川越日高線沿いにある高麗公民館から東に 100m ほど進み、南に入る道路を 130m ほど先、吉見食品の反対側に位置します。現地は、草を刈り込み、きれいに管理されていました。</p> <p>譲受人、譲渡人ともに、会社員です。当該申請は、農振農用地区域からの除外から計画されているもので、5 月に除外の認可を受けています。</p> <p>譲受人は現在、義理の祖母が所有する平屋の住宅で生活しております。義理の祖母が病院へ入退院及び通院する関係で息子と同居していましたが、容態が安定してきたため、自宅で生活することとなりました。このことから、譲受人家族が祖母と生活するには、手狭となってしまうことなどの理由から住宅を建築することを計画しました。</p> <p>土地の選定については、妻の父親に相談したところ、当該申請地を使用しても良いとの話があったこと、また、親の面倒がみれることなどの理由から選定しております。</p> <p>申請地の農地区分は 3 種農地であり、計画目的に必要性があると判断でき</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p> <p>委 員 議 長</p>	<p>るため、許可相当と考えます。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、巾着田内の管理等を行っている法人です。譲渡人は、会社員です。 申請地は、巾着田の入口から入り、バス専用駐車場の南側道路を進み、佐島牧場手前に位置する土地です。現地の状況は、自己保全をしている状況です。 当該申請地は巾着田の中に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞を緩和するため計画をしたものです。現地の形状変更をしないこと、過去の許可状況等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響がないと思われま す。 なお、当該申請は昨年も同様に申請されており、総会審議において、一時転用後は現地を耕運機などで耕し、農地の用にするという条件が付されました。申請人は、使用期間満了後、現地を耕し農地へ復元しております。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しております。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p> <p>委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p> <p>12 番</p>	<p>事務局より4番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の12番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請地は北平沢の川端地区にあり、南平沢の久保ノ下橋を渡って100mほど進み、右に曲がったところに位置します。申請人と譲渡人は親子関係であり、親の土地を使って住宅を建築する案件です。申請人の職業は教師とのことです。</p>

議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議 長	日程第4議案第30号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。
事 務 局	<議案朗読>
議 長	本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。
7 番	申請地は高萩北中学校を西に30mほど進んだところに位置します。以前から譲受人が使用していた土地です。
議 長	本件担当の13番より申請人の状況について説明をお願いします。
13 番	譲受人はカブ専門の農家であり、従業員が約20名、トラクターが約10台、トラックが4台あります。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。
議 長	事務局より2番の朗読をお願いします。
事 務 局	<議案朗読>
議 長	本件担当の11番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
11 番	24日に5番（推進委員）と現地確認をし、借受人の話を聞いてきました。申請地は女影の時計台から南側へ進み、上ノ条公会堂から100mほど進んだところに位置します。所有者の旦那さんが亡くなり、管理が難しいため、借受人が借りて露地野菜を栽培しているとのことでした。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
議 長 事 務 局 議 長 6 番	事務局より3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は、市役所北側の都市計画道路を東に進み、林興業の近くに位置します。現在は飼料用のトウモロコシが作付けされていました。
議 長 事 務 局	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、日高市で認定農家となっている農地所有適格法人であり、酪農を営んでいます。経営地については、日高市、越生町にて農地を借り入れており、飼料用作物を栽培しています。 申請地は平成27年から申請人が利用権を設定している土地で引き続き耕作するため、更新を目的として申し出に至っております。
議 長 委 員 議 長	質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 議 長	日程第5 議案第31号 農業振興地域整備計画の変更について 日程第5議案第31号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。 〈説明〉 お手元の議案・資料をご覧ください、質疑がございましたらお願いします。 ありません。 何かご意見ございましたら8月24日までに事務局までご連絡ください。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	日程第6 議案第32号 別段の面積の設定について 事務局より説明をお願いします。 〈事務局説明〉 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり別段の面積の変更は行わない

議 長 委 員 議 長	<p>ことと決しました。</p> <p>日程第7 専決処分の報告について</p> <p>日程第7専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p> <p>以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
-------------------	--

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印